

ら二十九まで」を「二十二から三十まで」に、「総務課（人事係及び秘書係）」を「管理部、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）及び秘書係に限る。）」に、「管理係」を「教員免許係」に改め、「教職員課、文化財課及び」を削り、同表中備考11を備考12とし、備考10を備考11とし、備考9を備考10とし、備考8の次に次のように加える。

9 監査委員事務局の項中「参事」とは、合同総務課に置かれるものをいう。

別表第二県税事務所の項中「課長」を「課長 地方税総括管理監」に改め、同表建設事務所
の項中「担当課長」を削り、同表中備考2を削り、備考1を備考とする。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。